

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成30年 3月13日（火）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時01分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	山田委員長、斉藤副委員長、安斎・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員		
説 明 員	市長、教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安斎委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、委員長から一言申し上げます。

昨日の委員会において、濱本委員から市長答弁の整合性を確認するよう議事進行があり、委員会を休憩して精査いたしました。市長答弁の内容が質問の意図を的確に理解できているとは思えず、簡潔明瞭とはほど遠い、理解しがたい内容であり、精査以前の問題でありました。

よって、理事会で協議した結果、これ以上精査を続けることは時間の無駄だと判断し、精査を打ち切り、質疑を続行するとの判断に至りました。

これにより質疑を続行いたしますが、森井市長においては、今回の件も含め、これまでの答弁に鑑みると、説明員としての自覚が欠けていると言わざるを得ません。かみ合わない長い答弁ではなく、説明員としての自覚を持ち、質問者の質問の意図を的確に理解するとともに、質問者が答弁の意味を明確に理解できるよう、簡潔明瞭な答弁に努めるよう、委員長として強く求めます。

ただいまの私の発言をもって、議事進行の処理にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は民進党、公明党、安斎哲也委員の順といたします。

民進党。

○佐々木委員

◎市長の発言について

それでは、質問を再開いたします。

きのう途切れた最後のところでは、市長から海岸線で起きた事故については道義的責任が全てであると、背負わなければならないということについてお話がありました。それで、これが全て道義的責任の上にあったのだなということでお話をしましたけれども、これに引き続いて伺いたいことがあります。まず一つ目は、昨日の答弁の中にあった、市長は内容によっては道義的責任が問われる場合と問われない場合があるというふうに御発言をされました。どういう場合が問われて、どういう場合が問われないのか、この分ける基準とそれから具体例、例えばこういう場合は問われます、こういう場合は問われませんというところについて御説明ください。

○委員長

答弁を求めます。

（「市長が言ったんだから、市長が答弁するんでしょ」と呼ぶ者あり）

どなたが答弁なさいますか。

（「適当なことしゃべってっからそうやってなるんですよ」と呼ぶ者あり）

どういたします。時間は刻々と経過しますが。

（「自分で言ったんじゃないですか、問われる場合、問われない場合って」と呼ぶ者あり）

○（総務）次長

道義的責任ですけれども、現実問題いろいろなケースがあると思いますが、全てに道義的責任が問われるわけではなくて、ケース・バイ・ケースであるというふうに思います。

（「だから、そのケース・バイ・ケースを聞いているんでしょ」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

そのケース・バイ・ケースがあるというふうに市長が言ったのですよ、きのうね。だから、そのケース・バイ・ケースを分けるそのケースとそのケースと具体的に示すか、その分ける基準を示してくださいというふうに言っているのですよ。

（「場合をケースって英語にただけじゃないですか、今の」と呼ぶ者あり）

○市長

道義的責任におきましては、それぞれの方々における自由意思に基づいて、それについて行為者が非難したりとかする場合のことを言うというふうに考えておりますので、それに伴う明確な基準を設けることは難しいと思っております。ですので、この場合において具体例がない中で、それを具体的に表現してくださいと言われてましても、お答えすることは、今この場では難しいかなと思います。

（発言する者あり）

○佐々木委員

何ですか、その自由意思に基づいてというのは何ですか。自由意思に基づくのは誰のことを指しているのですか。市長、だって、誰かが自由意思に基づいてと、だって市長があると言ったのですよ、道義的責任が。誰かではないのですよ。自由意思に基づく誰かの話していませんよ。市長が言ったのですから。道義的責任があると。市長が考えている基準を示してください。

○市長

私は、道義的責任は問われる可能性があるとそのように発言はしているところでございます。正直、具体例をさまざまなものに例えるのは難しいと思いますので、現在、議論なされている中で私が考えるそのことについてお話させていただきます。

今、銭函における水難救助のことについてのお話がもととなっておりますので、それに基づいてお話をしますと、昨年そのような死亡事故が発生をした中で、市でそれに伴う新たな対策、それを改善するために取り組む対策を何一つ行うことなく、結果また次の年に同じ事故、それと同じような事故が発生した場合におきましては、やはり市としてもそれに伴う道義的責任というのは、周りから問われる可能性はあるのではないかと考えているところでございます。例えばでありますけれども、これを一つの例として答弁をさせていただきます。

（「そんなもの、警察に言えよ」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

あるのではないかなではないでしょ。その件については、市長はつきりきのう、道義的責任はあるというふうにお答えになったではないですか。あるのではないかなでは、そのところは違うのではないですか。

（「何かが生じた場合においてって、明確に言ってるでしょ」と呼ぶ者あり）

○委員長

わかりますか、質問の内容が。きのうの答弁と違うというふうに佐々木委員は言っております。

（「休憩してちゃんと考えてから言ってくださいよ、そしたら。適当にぼんぼんぼんぼん言っているからわからなくなるんですよ」と呼ぶ者あり）

（「委員長、自分で発言したことなだからちゃんと明確に答弁させてくださいね」と呼ぶ者あり）

今、読み込んでいますので。

（「読み込んでから来てくださいよ、したら。辻立ちしてる場合じゃないでしょ」と呼ぶ者あり）

（「委員長、だめだわこれなら。ちゃんと責任持って答弁してないもん」と呼ぶ者あり）

（「議員に向かって言ったんじゃないくて、きのうの答弁で言ったことあるでしょ」と呼ぶ者あり）

もう一度、佐々木委員、質問の内容をお話しいただけますか。

答弁者はわかっていないように私は思います。

（「そしたらテープ起こしてちゃんと確認してから答弁……」と呼ぶ者あり）

○市長

恐縮ですが、昨日の私の発言でその断言したというのは、どの質問に対してどのように断言したのかをお示しいただければ大変助かりますけれども。申しわけございません。よろしくお願いします。

○佐々木委員

市長、これ最後のきのうのところで、「海岸線において、やはり事故が生じたということにおいては、我々としては、やはり事故をなくしていきたいという思いも含めて御提案させていただいておりますので、そのような道義的責任も含めて背負っていかねばならない」

（「うん。言いましたね」と呼ぶ者あり）

言ったよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

これがそのことではないですか。市長が道義的責任を、これを含めてあるのだ、背負うという意味はそういう意味でしょう。背負っていかねばならないと言っていることを言って。

それで市長が先ほど何を言ったかと言えば、何か第三者の人が出てくるのですよ、不思議なのですが。第三者の人が訴えたら、何て言いましたかね。第三者の人が道義的責任を問えば、そうしたら出てくるかもしれない。そういう言い方されましたよ。第三者関係ないですからね。私がずっときのうから聞いているのは、市長が道義的責任があるのだと。私たちにあり、さらに市にも場合によってはあると言うから、道義的責任は第三者ではなくて、第三者関係なく市長が、道義的責任があるのだと言うからこの質問になっているのですよ。誰かが道義的責任を市に問うだとか、私たちに問うだとかそんなことは一言も今までの中で議論してないでしょ。だから、市長がどう考えているのか聞いているわけですよ。

○市長

この件については改めて答弁させていただきますけれども、昨日からお話しさせていただいているように、やはり昨年において、若きうとい命が、3名もの命が失われてしまったところでございます。もしその後において、市としてその事故を防ぐ手だてを新たに何一つ行わずに、また同じ体制のままで同じような事故が起きてしまったとしたならば、やはり市としては、道義的責任を問われる可能性はあると考えているところでございます。

だからこそ、消防の方が中心となって、このような事故を二度と起こさない、繰り返さないようにしたいという考えから、このたびの予算化に至ったというふうに思っておりますので、この道義的責任も含めて考え予算化なされたとは私は考えているところでございます。

○佐々木委員

全然私はそんなこと聞いていないですよ。最初の質問のところに戻りますよ。その例として挙げたということですから。私は、これの道義的責任が問われる場合と問われない場合があると市長がおっしゃるので、その問われる場合と問われない場合を分ける基準を示してくださいと言ったのですよ。それで具体例として市長は今その例を挙げたけれども、その今、例を挙げたことが何のその基準を示すための話の参考にはなっていないように思いますよ。いかがですか。

○委員長

説明員の答弁を求めます。

（「苦し紛れに道義的責任と言いました、ごめんなさいって言えば終わるんですよ」と呼ぶ者あり）

いかがですか。

誰がお答えになりますか。

（「市長しかいないじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○市長

これは市に限らずですけども、何かこう例えば道徳に背くとか、社会的な何かに対して背く、つまりはそのようなことを何かなされた場合において、周りからその行為者に対して非難がなされる場合、それが道義的責任として問われるということかというふうに思いますけれども、そのような観点からいきますと、その道義的責任に対して、基準というものを設けるということは市自体が独自にそれを設けることは難しいというふうに思っておりますので、佐々木委員から御指摘のあった、その基準があってそれによって問われるか問われないかという判断は基本的に行うことは難しいのではないかと思います。

（発言する者あり）

○佐々木委員

難しいですよ。市長ね、難しいのですよ、これを分けたり、道義的責任をどこのところからどこでと線を引くのは難しい話なのです。市長おっしゃるとおりです。その難しい話で責任を問われるという場面が来ると、そういうことです。だから、そんなところで責任を問われたとき、その責任をどうやって果たすのかとなったときにその果たし方、果たす必要があるのかどうかさえも難しいのです。

市長、そうしたらこういう場合はどうですか。例えば、この予算を可決しました。市長の言っているとおりにやりました。それでも水難事故が起きてしまいました。この場合の道義的責任はどうですか。あるのですか、ないのですか。

○市長

事故そのものに対しては、全てを防ぐことは非常に難しいというふうに思っております。私は、先ほど来からお話ししている道義的責任におきましては、何度も繰り返しておりますけれども、そのような出来事が起こった後に何一つ手だてを打とうとしないということに対して責任を問われるのではないかということで可能性をお話ししているところでございます。

つまり、そのように予算化をして何とかしようという動きがあった中で、どうしても事故が起きてしまった場合においては、それについては当然悔しさもありますし、そのことを何とか防ぎたいということに対しての結果が出なかったことに対しての、やはり…

（「それが道義的責任じゃないですか」と呼ぶ者あり）

そのようなところもありますので……

（「意味ないんだってもともと、何を言ってるんですか」と呼ぶ者あり）

その中で周りから非難される場合もあり得るかもしれませんし、しかしながら、それに対してしっかり取り組もうという意味が存在しているということになるならば、周りからはそのような非難等が行われない場合もあり得るのではないかと思います。

（発言する者あり）

（「無意味なことを言ってるんだよ」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

市長何かね、昨日と論調が違うのですよ。

昨日までは、市長自身が道義的責任をどう感じるかという話だったのに、なぜかきょうは周りから周りから、その責任が問われると。自分の意志ではなくて、どこかからその道義的責任が問われた場合ということに話がすりかわっていますよ。

あくまでも昨日までの話は、市長が道義的責任を持ち出して、市長の道義的責任はどういうお考えなのかという、そのところの真意を伺っていたはずなのに、きょうはなぜか第三者がどう思うのか、そこに話がそれいてません

か。私が聞いているのは、市長の判断としてそれが道義的責任になるのかどうかなのですけども。いかがですか。

(「予算認めてたら救えたかもしれないって、道義的責任もあるって言ってるしょ」と呼ぶ者あり)

○委員長

説明員の答弁を求めます。

(「何で今度可決したのに今度また道義的責任出てくんのさ」と呼ぶ者あり)

(「撤回しなさい、撤回」と呼ぶ者あり)

(「削除しかないって」と呼ぶ者あり)

(「撤回すれば済むんだって」と呼ぶ者あり)

(「何で法令順守する、ここで。そんな個人的な感情を言わないといけないのさ」と呼ぶ者あり)

(「課長まだ動くの早いって、考えさせた方がいいんだ」と呼ぶ者あり)

(「委員長、これちゃんと精査してから答弁させた方がいいですよ、もう」と呼ぶ者あり)

(「そこでやりとりしないで休憩とってくださいよ」と呼ぶ者あり)

静粛に、お願いいたします。

もう少々時間がかかっているようでありますので、少々お待ちください。

(「ちゃんと委員長に時間くださいって言ったほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

○市長

済みません。質問の意図がつかめてないかもしれませんが、私昨日もその道義的責任を背負っていかなく
てはいけないということで答弁をさせていただいたところでございます。

このことにつきましては、今もお話しさせていただいておりますけれども、やはり小樽市域の中でそのような死
亡事故が起きている中で、やはりそれをなくしていきたいという考え方のもとで行っている中で、やはりそういう
道義的責任については、私たちも含めて背負っていかねばならないというふうに思っておりますので、それに
ついて昨日答弁させていただいたところでございます。

きょうは論調が変わっているではないかというふうにお話ありましたけれども、この点については私はその思い
も含めて答弁させていただきましたが、道義的責任そのものにおいては私からだけではなくて、または市自身がど
う思っているかだけではなくて、対外的または周りの方々からその責任についてやはり非難されたり、指摘される、
それが道義的責任の本来のこの考え方だというふうに思っておりますので、私は昨日において道義的責任について
の御質問があったときにおいて、その観点も含めて答弁をさせていただいたと思っておりますので、論調が変わっ
たというふうな認識は持っておりません。

○佐々木委員

変わっていないんですね。

市長からは、最初にお聞きした、私が質問した、どこで分かれるのか、問われる場合と問われない場合について
のお答えは相変わらずいただいております。これについて、これを示せないということはどういうことなのかな
というふうに考えますが、最初に道義的責任という言葉を出してきたのは市長です。そして、その道義的責任につ
いて議員に責任を問いながら、それでいながら自分は、そして市は道義的責任がある場合とない場合があると。こ
れを使い分けされています。

これは、私たちに道義的責任を市長は問うたのですよ。今市長がおっしゃったように、第三者が私たちに。問う
ておいて、その本人がどうして、その問う場合と問われない場合の基準をきちんと示して私たちにわかるようにし
てくれないのですか。そうしないと私たちは今度市長にだって、市長のこれについては道義的責任があるよねと私
たちは問うことはできないではないですか。

きちんとこここのところのあれを出してほしいと、基準を。これ出せないのだとしたら、今言っているように、右

に左に言を左右するというのですか、そういうふうにしてお答えをいただけないのであれば、こういうものをそもそも持ち出す、道義的責任などというものを持ち出すべきではなかったのではないかと思います。いかがですか。

○委員長

説明員の答弁を求めます。

- (「問えないことを問うというのだよ」と呼ぶ者あり)
- (「基準がないのに何でこっちに責任問うているんですか、したら」と呼ぶ者あり)
- (「撤回しなさいよ、さっさと」と呼ぶ者あり)
- (「質問がわからなくなった…」と呼ぶ者あり)
- (「したら、とめて。とめて精査してください」と呼ぶ者あり)
- (「かみ合う答弁って言ってるじゃない」と呼ぶ者あり)
- (「撤回するしかないよ」と呼ぶ者あり)

○市長

私、昨日の佐々木秩委員の御質問に対しまして、このたび予算化をこちらの方に出させていただいて、予算案です。それに伴う可決否決に伴う……

- (「そんな話してんじゃないって」と呼ぶ者あり)

責任を議員は背負うことになるのではないかとということで、私きのう答弁させていただいておりますけれども、やはり私といたしましても、市の事務事業等において、またはこちらで予算化する、そのような取り組みにおきましては、やはり直接的に責任があるものももちろんありますし、また道義的責任を感じて仕事をしているものもあるというふうに思っているところでございます。

しかしながら、先ほど来からお話しさせていただいているように、道義的責任そのものにおいては、基準等は設けることはできないと思っておりますし、またその内容等にやはりよると思いますけれども、全てにおいて道義的責任が問われるとは限らない、やはりケース・バイ・ケース等がありますので、そのような意図で私からは答弁させていただいたというところでございます。

- (「だから、それを示せて言ってるんでしょうが」と呼ぶ者あり)
- (「何で問えるのって」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員

全然かみ合っていないですよ。

私は、そういうふうだから、今の市長おっしゃったようにケース・バイ・ケースで答えられないのだから、そのことについて、なぜ市はそれで、私たちはそのところで問うこともできない、基準も示されない中で、それでは私たちは反論できないではないですか。ひょっとしたら、問う、その基準がはっきりしないことで問えないことが99あって、問えることが1しかないとおっしゃっても、それは変わらないことです。それなのに、私たち議員はこれは問われると、不公平ですよ。きちんとそのところがわかるように、できないのであれば、きちんと取り消してください。

○市長

取り消すつもりはございません。

- (「出た」と呼ぶ者あり)

昨日、佐々木委員からお話があったときに、私このたび議会の中で予算案として提案させていただいた案件、その内容においてということで、議員においてはその可決においても否決においても責任は生じるものというふうに考えているところでございますということで、考えを述べさせていただいたところでございます。

- (「言われなくてもわかってるって」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

その中で佐々木委員からは、逆にでは議員から予算化とかされていないものであったとしても、質問等をされたときに、それについても同じように全て問われるのかという御指摘が、私、あったように思っておりますけれども、それについては、その内容によって違い等がありますから、その場合においては全て問える問えないということにはお答えすることができないということでお返事をさせていただいたところでございます。

しかしながら、市自身が事務事業を執行している、また予算化をして取り組んだりする中におきましては、道義的責任に限らずですけれども、さまざまなその責任というものにおいては、その予算執行に基づいて背負うべきものだというふうに思っておりますので、その範囲においては市としても全て責任は背負って取り組んでいると考えているところでございます。

(「全然違うって」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員

全然私の聞いていることとは多分違うことだと思うのですが。先ほど市長、市は難しいと、これは道德にかかわることなのだという趣旨のお話あったと思います。難しいのですよね、道義的責任。だから、このことについて行政は踏み込んでいないのではないですか。行政の執行は、これは法にのっとって行っているでしょ。だからこそ、きのうお話あったように、その法の範囲の中で行われる法的責任のもとで行うから、これについては自己責任で、こちらのものでは、責任ではないというような判断が生まれるわけですよ。

ところが、市長おっしゃるように、道義的責任の部分もある、そういう話になっていったときに、これはどこからこういう区別つければいいのですか。これは、どんどんどんどん、市長が持ち出したことによって、際限のない話になります。法的責任、そここのところに絞ってこれについては話をするべきであったというふうに思うのですが、その意味から言っても、私はこれはきちんと取り消すべきだと。市長の発言は取り消すべきであるというふうに思います。いかがですか。

(発言する者あり)

○市長

取り消すつもりはございません。

(「いやいや、出た、出た」と呼ぶ者あり)

予算さえついていれば、助かったかもしれないのという声が……

(「まだ本会議終わってないんだって」と呼ぶ者あり)

上がる可能性はあり得ると思っておりますので、そのような状況においては、道義的責任を問われる可能性は出てくるというふうに思っておりますから、私からその点についてお話をさせていただいたというところでございます。

○佐々木委員

はい、わかりました、取り消す気はないということ。

市長のもう一つの発言。予算に一部の議員が協力しない状況は大変残念というふうに述べられております。これは確か、どなたかの質問の中であったかと思いますが、市長の言う協力の意味は、市長提案に可決するという意味だということでもいいですか。

○市長

このたびの銭函の件においては、やはり市でその整備とまたは体制も含めて、いわゆる人命に対して事故を起こさないようにするための取り組みとして、提案をさせていただいておりますので、結果的にその予算を否決なされたということにおいて、その体制も含めて、基本的には白紙に戻ることになりますから、その銭函においてのその取り組みにおきましては、協力をしていただけなかったということにおいては、可決なされなかった、それ

に直結していると考えているところでございます。

（「何を言ってんだかわからないって。委員長、ちょっと注意しなきゃだめでしょ」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

わかりませんが、いろいろ言っておられましたが、市長の思いとしては、協力の意味はこの予算に可決をすると、さらに絞って言うと、この水難救助のこの案に対して可決をするという意味だというふうに押さえてよろしいですね。

○市長

そのとおりでございます。

○佐々木委員

市長は、予算案のことで気になっているのは、私たちは減額や修正や削除で、いろいろ他の予算案にも出しているけれども、気になっているのは、水難救助の件だけなのですね。

○市長

いいえ、そうではありません。

このコメントにおいての、案件で御質問なされていると思っておりますので、それに基づいて答弁をさせていただいているところでございます。

○佐々木委員

それなら最初にそう言えばよかったですね。何か意図が透けましたよ。

予算に一部の議員が協力しない状況は大変残念。一部の議員と言いますけれども、きのう、酒井隆裕委員の質問でもありましたが、この一部の議員、これは予算特別委員会において共産党を含めて、市長の言う全員、これは全員協力しなかったのではないですか。一部とは、事実違いませんか。

○市長

いえ。そうは思っておりません。

（発言する者あり）

（「だめだって、今のは」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

思っていることを聞いているのではありません。事実関係を確認しています。これは、このときの予算特別委員会では、全員が否決に、これは回られたのではないですか。確認をしてください。

○市長

何度も言いますけれども、そのように私は思っておりません。

（「いやいや」と呼ぶ者あり）

（「思った思わないは」と呼ぶ者あり）

（「委員長だめだわ」と呼ぶ者あり）

（「委員長、ちゃんと委員会、指揮しないとだめだよ」と呼ぶ者あり）

（「思う思わないじゃないんだから」と呼ぶ者あり）

（「委員会指揮してください」と呼ぶ者あり）

○委員長

市長に再度お伺いいたします。

個人的な私見、思うのではなく、事実に基づいたそういうイエス、ノー、そういうふうに、私は言いました、言っていない、そういうようなお答えをお願いいたします。

（「事実を聞いているんだから」と呼ぶ者あり）

（「事実聞いただけなのに、事実で答えてくださいよ」と呼ぶ者あり）

（「総務課長答えたほうがいいんじゃない」と呼ぶ者あり）

（「思う、思わないじゃないんだよ」と呼ぶ者あり）

（「教えてあげてくださいよ市長に、事実を」と呼ぶ者あり）

（「採決の結果教えてあげれ」と呼ぶ者あり）

○（総務）総務課長

修正案ということではよろしかったでしょうか。

（「協力、市長が言ってる協力のところ、協力しなかったところ」と呼ぶ者あり）

（「採決の内容を教えてあげればいいじゃない」と呼ぶ者あり）

まず、私どもで提案しました一般会計予算につきましては、否決ということになったわけでございますけれども、修正案としては、二本出ておりまして、自民党、公明党、民進党で出ました修正案につきましては、賛成多数で可決となったわけでございます。それから、共産党が出された修正案につきましては、賛成少数で否決となったものでございます。

（「説明足りないよ」と呼ぶ者あり）

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

安斎委員。

○安斎委員

今、総務課長が委員の質問を通して市長にレクチャーすること自体おかしいと思いますから、市長は事実関係をきちんと確認してから、もう一回答弁をやり直すように、議事精査をしてください。

○委員長

それでは、私から議事進行ということでありまして。今の、佐々木委員の質問をきちんと理解していますか、まず。

○（総務）総務課長

大変申しわけございません。もしお許しいただければ、もう一度御質問いただければと思います。

（「じゃあ、レクチャーしてから答弁してくださいよ、したら。ここで議員の質問介して説明しないでくださいよ」発言する者あり）

申しわけありませんけれども、私どもとしては、市長の代理ということでお話をしてございますので、お許しいただければと思います。

（「だからちゃんと自分で休憩とって確認してきてくださいよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

時間が要るようでしたら休憩はとります。いかがですか。

きちんと佐々木委員の質問にお答えになられるよう、私は望みます。そのために時間が必要であれば、時間をくださいと言ってください。いかがですか。

（「事実だよ」と呼ぶ者あり）

○市長

修正案におきましては、今総務課長からお話ありましたけれども、予算特別委員会に出席されている方々においては、それぞれに修正案を出されておりますので、こちらから提出させていただいたものに対して、全ての方々において違う意見ということ、修正案が提出されているということから…

（「何、変な苦し紛れの答弁やめなさいよ」と呼ぶ者あり）

（「何言ってるんですか。ちゃんと答弁してくださいよ」呼ぶ者あり）

（「しどろもどろだぞ」と呼ぶ者あり）

（「全会派水難救助反対してんだからね。それぞれじゃないでしょうが。事実知らせてから言ってください」と呼ぶ者あり）

（「ちゃんと、委員長とめてちゃんと事務確認してから答弁させてくださいよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○佐々木委員

私、だから確認したではないですか。水難救助だけかと言ったら、それ以外にも全部だと、修正されたもの全部ですと。だから、ここのところを、いいですか。あのとき、自民党、公明党、民進党で修正案を出した、共産党で出したけれども、それぞれが市長の出したやつそのまま認めてないでしょ。

（「一部じゃないしょ」と呼ぶ者あり）

それぞれが認めていないでしょ。全部ですと市長が言ったのだよ。そこのところに出てきたやつ。そしたら、これ、協力しなかった。一部ではなくて、全員が協力しなかった。違いますか。

（「委員長、ちゃんととめて事実を話しさせてくださいよ」と呼ぶ者あり）

（「明確に事実と違うこと言ってんだから」と呼ぶ者あり）

○委員長

いいですか、今、安斎委員の議事進行であります。佐々木委員がもとなった質問に対して、正確に答弁ができないのであれば、できるようにしてください。休憩をとるなり。よろしいですか。

（発言する者あり）

○（総務）総務課長

その委員のおっしゃるとおり、私ども水難救助体制整備事業費、これについては一般会計予算で提案した中で、提案しておりますけれども、それにつきましては、各会派委員の皆様、全員が否決したという事実はそのとおりでございます。

（「そう思わないと言ったのだよ、さっき」と呼ぶ者あり）

（「だから思わないっていうのはおかしいでしょ」と呼ぶ者あり）

（「事実じゃないんだって」と呼ぶ者あり）

（「どこの議員の見てんのさ」と呼ぶ者あり）

○委員長

今の、総務課長の御答弁もありましたが……

（「訂正して、市長」と呼ぶ者あり）

まだ内容についてはお話しする部分が残っていると思います。

（「それだめだよ」と呼ぶ者あり）

（「思いますじゃない」と呼ぶ者あり）

（「だめだって」と呼ぶ者あり）

（「撤回しないなら休憩して」と呼ぶ者あり）

（「撤回しな、事実と違うんだから。思う思わないじゃないって」と呼ぶ者あり）

今、休憩をとって精査させますので、よろしくお願いいたします。

再開の時間は追ってお知らせしますので、市長以下、答弁者はその点を確認して答弁できるようにお願いします。
以上、休憩に入ります。

休憩 午後 1 時 39 分

再開 午後 6 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

佐々木委員の質疑の途中であります。議事の都合により、本日はこれをもって散会いたします。